

用語の定義等について（参考）

用語の定義について、条文又は出典を示していないものは、法令用語研究会編・有斐閣法律用語辞典第2版を参照した。

第1 **特殊法人**

1 定義

法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）（総務省設置法4条15号）

2 具体例

日本道路公団や日本放送協会など

3 留意点

(1) 「行政改革大綱」（平成12年12月1日閣議決定）

各特殊法人等（注1）について、個別の事業の見直し及び組織形態の見直しの基準に基づき、廃止、整理縮小・合理化、民営化、独立行政法人化等その事業及び組織形態について講ずべき措置を内容とする「特殊法人等整理合理化計画」を策定する。

（注1）

「特殊法人等」には、認可法人が含まれる。以下、同じ。

(2) 「特殊法人等改革基本法」

ア 同法5条1項

特殊法人等改革推進本部は、この法律の施行後一年を目途として、基本理念にのっとり、各特殊法人等について、その事業及び組織形態の在り方を抜本的に見直し、その結果に基づき、特殊法人等整理合理化計画を定めなければならない。

イ 同法5条2項（3号は省略）

特殊法人等整理合理化計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 廃止、整理縮小又は合理化、他の実施主体への移管その他各特殊法人等の事業について講ずべき措置

(イ) 廃止、民営化、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人のうち、同条第二項に規定する特定独立行政法人以外のものをいう。）への移行その他各特殊法人等の組織形態について講ずべき措置

(3) 「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）

廃止又は民営化できない事業であって、国の関与の必要性が高く、採算性が低く、業務実施における裁量の余地が認められる事業を行う法人は、事業の徹底した見直しを行った上で、原則として、独立行政法人通則法及び個別法に基づく「独立行政法人」化する。

(4) 新設等に関する総務省の審査が行われる（総務省設置法4条15号）。

第2 **認可法人**

1 定義

民間等の関係者が発起人となって自主的に設立する法人であるが、その業務の公共性などの理由によって、設立については特別の法律に基づき主務大臣の認可が要件となっているもの

2 具体例

日本赤十字社や国家公務員共済組合連合会など

3 留意点

(1) 「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)

各特殊法人等について、個別の事業の見直し及び組織形態の見直しの基準に基づき、廃止、整理縮小・合理化、民営化、独立行政法人化等その事業及び組織形態について講ずべき措置を内容とする「特殊法人等整理合理化計画」を策定する。

(2) 「特殊法人等改革基本法」

ア 同法5条1項

特殊法人等改革推進本部は、この法律の施行後一年を目途として、基本理念にのっとり、各特殊法人等について、その事業及び組織形態の在り方を抜本的に見直し、その結果に基づき、特殊法人等整理合理化計画を定めなければならない。

イ 同法5条2項(3号は省略)

特殊法人等整理合理化計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 廃止、整理縮小又は合理化、他の実施主体への移管その他各特殊法人等の事業について講ずべき措置

(イ) 廃止、民営化、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人のうち、同条第二項に規定する特定独立行政法人以外のものをいう。)への移行その他各特殊法人等の組織形態について講ずべき措置

(3) 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)

廃止又は民営化できない事業であって、国の関与の必要性が高く、採算性が低く、業務実施における裁量の余地が認められる事業を行う法人は、事業の徹底した見直しを行った上で、原則として、独立行政法人通則法及び個別法に基づく「独立行政法人」化する。

第3 指定法人

1 定義

特別の法律に基づき、主務大臣の指定を受けて特定の公共的、公益的事業を実施する公益法人(注2)

(注2) 公益法人

営利を目的とせず、祭祀、宗教、学術、技芸その他公益すなわち社会一般の利益となる事業を行うことを目的とする法人

通常は、民法34条の公益社団法人及び財団法人を指す。

2 具体例

電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関や民事法律扶助法に基づく指定法人など

講学上、前者のようなものを**行政事務代行型**、後者のようなものを**民間活動活用型**と分類することがある(塩野宏・行政法 第2版89頁を参照)。

3 留意点

(1) 「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)

ア 国から公益法人が委託等，推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業

官民の役割分担及び規制改革の観点から厳しく見直した上で，今後とも国の関与が必要とされるものについては，国自らが行い又は独立行政法人に行わせることとし，独立行政法人への事務移管その他所要の措置を講ずる。これ以外のものについては，当該事務・事業に対する国の関与は廃止するなどの措置を講ずる。

イ 国からの公益法人への補助金・委託費等

官民の役割分担の観点，限られた財政資金の効率的使用の観点，及び行政の説明責任の確保と透明性の向上の観点から厳しく見直し，その縮減・合理化を進めることとする。

(2) 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)

「行政改革大綱」を踏まえて検討を進め，集中改革期間に位置付けられる平成17年度末までに行政委託型公益法人等(注3)改革について取組む内容を決定した。

(注3) 行政委託型公益法人等

国から検査・認定・資格付与等の委託等，推薦等を受けている公益法人及び国から補助金・委託費等を交付されている公益法人

(3) 「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」(平成14年3月29日閣議決定)

公益法人(民法第34条の規定により設立された法人)について指摘される諸問題に適切に対処する観点から，公益法人制度について，関連制度(NPO，中間法人，公益信託，税制等)を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う。

第4 独立行政法人

1 定義

国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって，国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち，民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として，独立行政法人通則法及び個別法の定めるところにより設立される法人(独立行政法人通則法2条1項を参照)

独立行政法人には，次の類型がある。

(1) 特定独立行政法人

独立行政法人のうち，その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的，業務の性質等を総合的に勘案して，その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるもの(同条2項)

(2) 特定独立行政法人以外の独立行政法人

役員及び職員が国家公務員の身分を有しないもの(塩野宏・行政法 第2版81頁，独立行政法人通則法61条等を参照)

2 具体例

(1) 特定独立行政法人

独立行政法人国立公文書館や独立行政法人大学入試センターなど

(2) 特定独立行政法人以外の独立行政法人

独立行政法人日本貿易保険や独立行政法人教員研修センターなど

3 留意点

(1) 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)

本計画により、現状で163の特殊法人等は大幅に整理され、共済組合45法人を除く118法人は、17法人が廃止、45法人が民営化等、38法人が36の独立行政法人化されることになる。

(2) 新設等に関する総務省の審査が行われる(総務省設置法4条14号)。

第5 **3条委員会(行政委員会)**

1 定義

委員会という名称の合議制の国の行政機関で、国家行政組織法3条により設置されるもの(注4)

具体的には同法別表第一に掲げられている。

(注4)

同法8条に基づいて国の行政機関に置かれる諮問的、調査的な合議機関は、審議会、調査会等の名称が付されるのが一般であるが、なかには内閣府の原子力委員会、国土交通省の航空事故調査委員会等の例外もあり、これらと区別する意味で3条委員会という用語が用いられる。

2 具体例

公正取引委員会や中央労働委員会など

3 留意点

新設等に関する総務省の審査が行われる(総務省設置法4条11号)。

第6 **審議会等**

1 定義

調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどる合議制の機関(塩野宏・行政法 第2版71頁、国家行政組織法8条、内閣府設置法37条を参照)

2 具体例

独立行政法人評価委員会や情報公開審査会など

3 留意点

(1) 「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)

審議会等の設置については、いたずらに審議会等を設置することを避けるなどの指針によるものとされている。

(2) 新設等に関する総務省の審査が行われる(総務省設置法4条11号)。